

◇大阪市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、マンションの除却の必要性に係る認定の申請に係る添付書類を発行することができる主体が広がることから、当該添付書類の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和6年11月1日から施行することにしました。

(都市整備局企画部住宅政策課)